

## 新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所 在 地	市区町村名	病院の名称	所 在 地
(略)			(略)		
佐渡市	(略)	(略)	佐渡市	(略) <u>介護老人保健施設</u> <u>さど</u>	(略) <u>佐渡市中興乙</u> <u>1601番地1</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。